

三田祥雲館高等学校野球部 OB 会規約

- 第1条 <名称> 本会は、「兵庫県立三田祥雲館高等学校野球部OB会」という。
- 第2条 <目的> 本会は、三田祥雲館高等学校野球部の活動を支援するとともに、会員相互の親睦を図ることとする。
- 第3条 <事務局> 本会の事務局は、三田祥雲館高等学校内に設置し、ほかに相互の連絡を密にするため適宜支部を設けるものとする。
- 第4条 <会員> 本会の会員は三田祥雲館高等学校卒業当時、野球部員（マネージャーを含む）であったものをもって構成する。
- 第5条 <会費> 1 本会の経費は、会費および寄附金をもってまかなう。
2 会費は、卒業後5年までは年額1000円とし、6年目以降は3000円とする。
3 会費は、毎年7月上旬に徴収する。
4 会計年度は、毎年7月に始まり、翌年の6月末をもって終了する。
5 会費に不足が生じた場合は、役員の合議により臨時徴収できる。
- 第6条 <事業> 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 三田祥雲館高校野球部後援事業
(2) 総会及び親睦会
(3) 会員名簿を作成して、会員相互の連絡に有効な情報を管理すること。
(4) その他
- 第7条<役員> 1 本会に次の役員をおく。
会長 1名
副会長 2名
事務局長 1名
会計 1名
監事 2名
理事 各年度卒業生1名
2 歴代の野球部顧問は、本会の顧問となる。
3 役員はすべて無報酬とする。
4 役員任期は2年とし、再選は妨げない。
5 会長は本会を代表して会務を総括する。
6 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理として会務を処理する。
7 事務局長は会の全般的な運営を見て会計事務を掌握する。
8 会計は事務局長を補佐し、会計事務の実務を処理する。
9 監事は、会計が作成した報告を監査する。
10 理事は会員の代表として会の運営に当たるとともに、会長の命を受け、同期生の連絡に当たる。
- 第8条 本規約の改正については、総会において会員の承諾を求めなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日より実施する。